

## 公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱

令和7年11月1日施行

### 目 次

第1条 (趣旨)

第2条 (入札参加停止)

第3条 (下請負人等及び共同企業体に係る入札参加停止)

第4条 (入札参加停止期間の始期)

第5条 (入札参加停止期間の特例等)

第6条 (入札参加停止の承継)

第7条 (入札参加停止等の通知)

第8条 (随意契約の相手方の制限)

第9条 (下請等の禁止)

第10条 (契約保証の制限)

第11条 (警告及び注意)

第12条 (入札参加回避)

第13条 (入札参加停止の公表)

第14条 (報告)

第15条 (委任)

附 則 平成21年4月1日施行

附 則 平成27年7月1日施行

附 則 令和4年4月1日施行

附 則 令和7年11月1日施行 (令和7年6月1日適用)

別表 (第2条、第4条、第5条、第12条、第14条関係)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定により入札参加資格を有すると理事長が認めた者（以下「有資格者」という。）に対する入札参加停止（一般競争入札にあっては入札に参加させない措置を、指名競争入札にあっては指名しない措置をいう。以下同じ。）等について必要な事項を定める。

### (入札参加停止)

第2条 理事長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件ごとに定める期間、入札参加停止を行うものとする。

2 理事長は、一般競争入札を実施する場合において、前項の規定により入札参加停止を受けている有資格者（以下「入札参加停止者」という。）について一般競争入札への参加を認めているときは、当該一般競争入札に参加させないものとする。

3 理事長は、指名競争入札を実施する場合において、入札参加停止者を現に指名していると

きは、当該入札参加停止者の指名を取り消すものとする。

- 4 理事長は、入札参加停止に係る期間（以下「入札参加停止期間」という。）の満了後、なお当該入札参加停止の事由となった事実が継続していると認める有資格者に対しては、再度入札参加停止を行うことができる。
- 5 入札参加停止期間中に入札参加資格を有しなくなった者に係るこの要綱の適用については、当該期間中に限り、当該者を入札参加停止者とみなす。 (令 7.11 追加)

#### **(下請負人等及び共同企業体に係る入札参加停止)**

- 第3条 理事長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止の事由について責めを負うべき有資格者である下請負人及び再委託先（以下「下請負人等」という。）があるときは、当該下請負人等についても、入札参加停止を行うものとする。
- 2 理事長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（当該入札参加停止の事由について、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）についても、入札参加停止を行うものとする。
  - 3 理事長は、前条第1項又は第2項の規定による入札参加停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体についても、情状に応じて入札参加停止を行うことができる。

#### **(入札参加停止期間の始期)**

- 第4条 第2条第1項又は第4項の規定により入札参加停止を行う場合における入札参加停止の期間は、当該入札参加停止の事由となった事実を理事長が認定した日から起算するものとする。
- 2 第12条第1項の規定により既に入札参加回避を受けている有資格者に対し第2条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止の事由と当該入札参加回避の事由とが同一であるとき、又は次条第2項の規定により当該有資格者の入札参加停止期間を定めたときの入札参加停止の始期は、前項の規定にかかわらず、当該入札参加回避を解除した日とする。ただし、当該入札参加停止の期間は、当該入札参加回避を決定した日から起算するものとする。 (令 7.11 一改)
  - 3 入札参加停止者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、その時点から重複して、当該措置要件ごとに定める期間、入札参加停止を行うものとする。
  - 4 第1項の規定は、前項の規定による入札参加停止について準用する。

#### **(入札参加停止期間の特例等)**

- 第5条 有資格者が、一の事案により別表に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって当該有資格者の入札参加停止期間とする。この場合において、入札参加停止期間に長期及び短期の定めのある措置要件に該当しているときは、適用させる入札参加停止期間を定めた上で他の措置要件に定める入札参加停止期間と比較するものとする。 (令 7.11 一改)
- 2 第12条第1項の規定により既に入札参加回避を受けている有資格者について、当該入札

参加回避に係る事案と同一の事案に関し新たに判明した事実により、当該入札参加回避に係る別表に掲げる措置要件として明らかとなったと認められたもの以外の措置要件に該当することとなるときは、それらの措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものを、当該有資格者の入札参加停止期間とする。 (令 7.11 追加)

- 3 有資格者が、入札参加停止期間中又は当該期間の満了後 3 年を経過するまでの間に、他の事案について別表に掲げる措置要件に該当することとなったとき、又は第 2 条第 4 項の規定により再度入札参加停止を行ったときは、別表及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に定める期間のそれぞれ 2 倍に相当する期間を入札参加停止期間とするものとする。ただし、その期間は、3 年を超えないものとする。 (令 7.11 繰下)
  - 4 理事長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、別表に規定する期間（前項の規定を適用して定めた期間を含む。次項において同じ。）の 2 分の 1 に相当する期間を当該有資格者に係る入札参加停止期間とすることができる。(令 7.11 繰下)
  - 5 理事長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は有資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間を超える期間を定める必要があると認めるときは、同表に規定する期間の 2 倍に相当する期間を当該有資格者に係る入札参加停止期間とすることができる。ただし、その期間は、3 年を超えないものとする。(令 7.11 繰下)
  - 6 理事長は、入札参加停止者に係る入札参加停止事由について、情状酌量すべき特別の事由が明らかとなったときは、入札参加停止期間を 2 分の 1 に、極めて悪質な事由があることが明らかとなったときは、入札参加停止期間を 2 倍に変更することができる。ただし、その期間は、3 年を超えないものとする。 (令 7.11 繰下)
  - 7 前項の規定により入札参加停止期間を 2 分の 1 に変更する場合において、既に当該変更後の期間を超過しているときは、当該入札参加停止者に係る入札参加停止を解除するものとする。 (令 7.11 繰下)
  - 8 理事長は、別表の第 8 項各号のいずれかに該当するとして入札参加停止を行う場合において、当該各号のいずれかに該当することとなった有資格者から私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金減免制度の適用を受けた旨の申出を受け、これを確認したときは、当該各号に規定する期間の 2 分の 1 に相当する期間を当該有資格者に係る入札参加停止期間とすることができる。 (令 7.11 繰下、一改)
  - 9 理事長は、別表の第 8 項各号のいずれかに該当するとして既に入札参加停止を受けている有資格者から、独占禁止法に基づく課徴金減免制度の適用を受けた旨の申出を受け、これを確認したときは、当該各号に規定する入札参加停止期間を 2 分の 1 に変更することができる。第 7 項の規定は、この場合について準用する。
- (令 7.11 繰下、一改)
- 10 第 4 項、第 6 項、第 8 項又は前項の規定により入札参加停止期間を定め、又は変更する場合において、当該入札参加停止期間に 1 月未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。 (令 7.11 繰下)
  - 11 理事長は、入札参加停止者が入札参加停止事由について責めを負わぬことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加停止者に係る入札参加停止を解除するものとする。
- (令 7.11 繰下)

### (入札参加停止の承継)

第6条 理事長は、入札参加停止者から合併等により営業を実質的に承継したと認められる有資格者があるときは、当該営業を承継した有資格者に対して引き続き入札参加停止を行うものとする。

### (入札参加停止等の通知)

第7条 理事長は、第2条第1項若しくは第4項、第3条若しくは前条の規定により入札参加停止を行い、第5条第6項若しくは第9項前段の規定により入札参加停止期間を変更し、又は同条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）若しくは第11項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格者に対しその旨を通知するものとする。

（令7.11 一改）

- 2 事務局長は、入札参加停止、入札参加停止期間の変更又は入札参加停止の解除があつたときは、必要と認める課長等にその旨を通知するものとする。
- 3 理事長は、入札参加停止を行つた場合において必要と認めるときは、当該入札参加停止者から改善措置の報告を徴することができる。

### (随意契約の相手方の制限)

第8条 理事長は、入札参加停止者を本協会の随意契約の相手方としないものとする。ただし、法令に基づき契約の相手方が入札参加停止者に限られる場合その他理事長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。（令7.11 一改）

### (下請等の禁止)

第9条 入札参加停止者は、入札参加停止を受けている期間は、本協会が発注する契約の全部又は一部について下請をし、又は再委託を受けることができない。ただし、当該入札参加停止者が入札参加停止前に下請をし、又は再委託を受けている場合は、この限りでない。

### (契約保証の制限)

第10条 理事長は、本協会が当事者となる契約について入札参加停止者がその保証人となることを承認しないものとする。ただし、当該入札参加停止者が入札参加停止前に契約保証人となっている場合は、この限りでない。

### (警告及び注意)

第11条 理事長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

### (入札参加回避)

第12条 理事長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなつたと認められる場合において、なお入札参加停止を行うことができない特別の事情があるときは、第2条第1項の規定により入札参加停止を行うまでの間、当該有資格者に対

- する入札参加回避を行うことができる。
- 2 理事長は、有資格者が経営不振に陥ったときは、経営が再建されたと認められる日まで入札参加回避を行うものとする。 (令 7.11 繰上、一改)
  - 3 前 2 項の規定による入札参加回避は、当該入札参加回避の事由となった事実を理事長が認定した日から起算するものとする。 (令 7.11 繰上)
  - 4 理事長は、第 1 項の規定により入札参加回避を行った有資格者に対し第 2 条第 1 項の規定により入札参加停止を行うときは、当該入札参加回避を解除するものとする。  
(令 7.11 繰上、一改)
  - 5 理事長は、第 1 項の規定により入札参加回避を行った有資格者が入札参加回避事由について責めを負わぬことが明らかとなったと認めるとき、同項の規定による入札参加回避の期間が別表に掲げる措置要件ごとに定める期間を超過したとき、又は第 2 項の規定により入札参加回避を行った有資格者の経営が再建されたと認められるときは、当該入札参加回避を解除するものとする。 (令 7.11 繰上、一改)
  - 6 第 2 条第 2 項から第 4 項まで、第 3 条、第 6 条、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条並びに第 10 条の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定により入札参加回避を行う場合について準用する。 (令 7.11 繰上、一改)

#### **(入札参加停止の公表)**

- 第 13 条 理事長は、第 2 条第 1 項及び第 4 項の規定による入札参加停止を行ったときは、当該入札参加停止に係る有資格者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名（共同企業体にあっては、構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の氏名）、入札参加停止事由及び入札参加停止期間を公表するものとする。ただし、当該入札参加停止に係る有資格者が共同企業体である場合で、その構成員に当該入札参加停止について直接責めを負わないと認められる者があるときは、当該共同企業体に関する事項について公表しないことができる。
- 2 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

#### **(報告)**

- 第 14 条 有資格者は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生した場合は、速やかにその旨を書面により理事長に報告しなければならない。

#### **(委任)**

- 第 15 条 この要綱の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

##### (適用区分)

2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

##### (経過措置)

3 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）に当たる犯罪容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者は、この要綱による改正後の別表の第14項の規定の適用については、拘禁刑に当たる犯罪容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者とみなす。

別表（第2条、第4条、第5条、第12条、第14条関係）（令7.11 一改）

措置要件	期間
<b>1 虚偽記載</b> 本協会が発注する契約（以下この表において「本協会契約」という。）に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約において、次のいずれかの書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に故意又は過失による虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 条件付一般競争入札申込書兼誓約書、技術者確認資料その他契約前に提出すべき書類（第13項第2号イ及び第3号アに該当する場合を除く。） (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の施工体制台帳その他契約に係る書類	6月 6月
<b>2 過失による粗雑履行</b> 契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。 (1) 当該事案が本協会契約に係るものであるとき（契約不適合（引渡し等を受けた目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。）の程度が軽微であると認められるときを除く。） (2) 当該事案が本協会契約以外の契約（以下この表において「一般契約」という。）に係るものであるとき（契約不適合の程度が重大であるときに限る。）。	3月 2月
<b>3 履行成績不良</b> 本協会契約の履行成績が不良と判定されたとき。	3月
<b>4 契約違反</b> 本協会契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する契約違反があったとき。 (1) 有資格者の責めに帰すべき事由により契約を解除されたとき。 (2) 有資格者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる日数に係る契約の履行遅滞があったとき。 ア 30日未満 イ 30日以上60日未満 ウ 60日以上 (3) 契約に基づく措置請求に従わなかったとき。	12月 2月 4月 6月 6月

		1月
(4) 契約に基づき、下請負人が社会保険等の加入に係る届出をした事実を確認することのできる書類の提出を求める通知を本協会から受けたにもかかわらず、指定する期日までに、正当な理由なくこれを提出しなかったとき。		
(5) その他契約条項に違反したとき（違反が軽微であるものを除く。）。	3月	
<b>5 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故</b>		
本協会契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより公衆損害事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。		
(1) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	6月	
(2) 公衆に損害（程度が軽微であるものを除く。）を与えたとき。	1月から6月までの間において理事長が定める期間	
(3) 公衆に負傷者（負傷の程度が軽微であるものを除く。以下同じ。）を生じさせたとき。	4月	
<b>6 安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故</b>		
本協会契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより履行関係者に事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。		
(1) 履行関係者に死亡者を生じさせたとき。	3月	
(2) 履行関係者に負傷者を生じさせたとき。	2月	
<b>7 贈賄</b>		
刑法（明治40年法律第45号）第198条その他の法令の規定に基づく贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起（以下この表において「逮捕等」という。）された場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。		
(1) 当該事案が本協会の職員（役員を含む。第12項において同じ。）に対して行われたものであって、逮捕等をされた者が有資格者である法人の役員（執行役員を含む。）若しくはこれに準ずると認められる者若しくは有資格者である個人（以下この表においてこれらを「役員等」という。）又は有資格者の使用人（以下この表において「使用人」という。）であるとき。	24月	
(2) 当該事案が本協会以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであって、逮捕等をされた者が役員等であるとき。	12月	
(3) 当該事案が本協会以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであって、逮捕等をされた者が使用人であるとき。	6月	
<b>8 独占禁止法違反行為</b>		
独占禁止法に違反したとして、次の各号のいずれかに該当したとき。		
(1) 当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。 ア 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。 イ 役員等又は使用人が逮捕等をされたとき。 ウ 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 エ 公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。	24月 24月 12月 6月	
(2) 当該事案が一般契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。 ア 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。 イ 役員等又は使用人が逮捕等をされたとき。 ウ 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 エ 公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。	12月 12月 6月 3月	
<b>9 公契約関係競売等妨害又は談合</b>		
次の各号のいずれかに該当したとき。		
(1) 刑法第96条の6第1項に規定する公契約関係競売等妨害又は同条第2項の規定による談合の容疑により逮捕等をされた場合で、次のいずれかに該当したとき。		

	ア 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕等をされた者が役員等であるとき。	12月
	イ 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕等をされた者が使用人であるとき。	6月
(2) 当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。		
ア 入札に関し不正な行為を行ったと認められるとき。	6月	
イ 入札に関し不正な行為を行ったおそれが非常に強いと認められるとき。	3月	
<b>10 あっせん利得処罰法違反行為</b>		
公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反した容疑により逮捕等をされた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。		
(1) 当該事案が本協会契約に係るものであって、逮捕等をされた者が役員等又は使用人であるとき。	24月	
(2) 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕等をされた者が役員等であるとき。	12月	
(3) 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕等をされた者が使用人であるとき。	6月	
<b>11 建設業法違反行為等</b>		
建設業法に違反したとして、又は建設業法の規定により、次の各号のいずれかに該当したとき。		
(1) 役員等又は使用人が逮捕等をされたとき。	6月	
(2) 指示処分又は営業停止処分を受けたとき。	3月	
(3) 許可取消処分を受けたとき。	3月	
<b>12 暴力行為等</b>		
業務に関し暴力行為等を行った場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。		
(1) 役員等又は使用人が逮捕等をされた場合で、次のいずれかに該当したとき。		
ア 当該事案が本協会の職員に対して行われたものであるとき。	24月	
イ 当該事案が本協会以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであるとき。	12月	
(2) 役員等又は使用人が本協会の職員に対し暴力行為等を行い、その事実を本協会が認知したとき（第1号アに該当するものを除く。）。	12月	
(3) 役員等又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく、暴力的 requirement 行為の中止命令を受けたとき。	12月	
<b>13 不正又は不誠実な行為</b>		
前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。		
(1) 本協会契約に関し落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	6月	
(2) 本協会の一般競争入札に係る事後審査に関し、次のいずれかに該当したとき。		
ア 事後審査に必要な書類を正当な理由なく本協会が定める期日までに提出しなかったとき	6月	
イ 事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていなかったとき。	6月	
(3) 本協会契約に係る一般競争入札における現場代理人（工事に関する設計、測量等に係る委託業務を除く。）又は技術者（以下この項においてこれらを「技術者等」という。）の配置に関し、次のいずれかに該当したとき。		
ア 申請した技術者等を正当な理由なしに配置しなかったとき。	6月	
イ 一度配置した技術者等を正当な理由なしに変更したとき。	6月	
(4) 本協会契約に関し、下請代金の支払遅延等があり、下請等の関係が不適切であると認められたとき。	3月	
(5) 堺市の区域内に有する営業所が営業所として不適格と認められたとき、又は営業所として不適切と認められた場合において改善の指示を受けたにもかかわらず、改善措置を講じないとき。	6月	
(6) 業務に関する法令（建設業法を除く。）に違反したとして、又は業務に関する法令の規定により、次のいずれかに該当したとき。		
ア 有資格者又は役員等が建設工事、建設工事に関連する設計業務、監理業務、調査業務等、物品調達、業務委託その他役務の提供等（以下「建設工事等」という。）で、本協会と契約を締結したものに関して逮捕等をされたとき。	6月	
イ 使用人が建設工事等で、本協会と契約を締結したものに関して逮捕等をされたとき。	3月	

## 22-4 入札参加停止要綱

ウ 有資格者又は役員等が建設工事等で、本協会と契約を締結したもの以外のものに関して逮捕等をされたとき。	3月
エ 使用人が建設工事等で、本協会と契約を締結したもの以外のものに関して逮捕等をされたとき。	1月
オ 有資格者が監督官庁から処分等を受けたとき。	3月
カ 役員等が監督官庁から処分等を受けたとき。	3月
キ 使用人が監督官庁から処分等を受けたとき。	1月
(7) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下この号において「条例」という。） に関し、次のいずれかに該当したとき。	
ア 条例第5条第2項により、条例第8条第2項の規定に準じて理事長が求める誓約書を提出しなかったとき。	3月
イ 条例第5条第2項により、条例第9条第2項の規定に準じて理事長が求める本協会への報告をしなかったとき。	3月
(8) 前各号に定めるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月から24月までの間ににおいて理事長が定める期間
14 前各項に定めるもののほか、役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪容疑により逮捕等をされた場合で、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2月から9月までの間ににおいて理事長が定める期間